

## 固定資産に関する管理基準

貸借対照表に資産として計上するかどうかの判断基準、減価償却の方法等について、具体的に定める。

### 1 財務諸表作成に係る勘定科目上の資産区分

資産区分	摘 要
行政財産	「江戸川区公有財産台帳処理要綱(平成27年4月1日付け区長決裁。以下「台帳処理要綱」という。)」の区分とする。ただし、インフラ資産等他の資産に分類されるものは除く。
普通財産	台帳処理要綱の区分とする。ただし、インフラ資産等他の資産に分類されるものは除く。
重要物品	「江戸川区物品管理規則(平成2年3月江戸川区規則第11号)」に定める重要物品及び重要物品から区分換えした不用品。
インフラ資産	「有形固定資産」又は「無形固定資産」に分類し、有形固定資産を「土地」又は「土地以外」に区分する。
リース資産	「リース資産・債務処理要領」におけるリース資産。
ソフトウェア資産	「ソフトウェア資産処理要領」におけるソフトウェア資産。
建設仮勘定	資産形成の対象となる支出について、本資産への計上を行うまでの期間の支出額を管理する。
投資その他の資産	「有価証券及出資金」、「長期貸付金」、「その他債権」、「基金積立金」又は「その他投資等」に区分する。

### 2 インフラ資産の意義

意 義	<p>都市活動において必要不可欠な社会資本であること、処分して換金することが困難であること、行政に固有なものであること等により、行政財産及び普通財産の中から特に区分して、インフラ資産として定義する。具体的には、道路、橋りょう、地下施設、その他インフラ資産。(これらの資産と一体となって機能するものを含む。)</p> <p>【例：道路に含まれる付属構造物】</p> <p>(1) 車道舗装(中央帯を含む。)(2) 歩道舗装(縁石を含む。)(3) 植樹柵及び植樹帯(街路樹は除く。)(4) 路面排水施設(街きよを含む。)(5) 路面照明施設(6) 車両逸脱及び歩行者保護を目的として設置する防護柵類(7) 標識類・反射板等交通安全施設</p> <p>ただし横断歩道橋等の電線類地中化施設、電気及び機械設備を有する施設は除く。</p>
-----	--

### 3 財務諸表に計上する予算階層

資産区分	予算階層
行政財産	公有財産台帳に記載されている所管課の歳出中事業
普通財産	公有財産台帳に記載されている所管課の歳出中事業
重要物品	備品台帳に記載されている所管課の歳出中事業
インフラ資産	管理台帳等に記載されている所管課の歳出中事業
リース資産	リース資産台帳に記載されている所管課の歳出中事業
ソフトウェア資産	ソフトウェア資産台帳に記載されている所管課の歳出中事業

建設仮勘定	当該支出に係る予算を計上している歳出中事業
投資その他の資産	当該支出に係る予算を計上している歳出中事業

所属別・事業別の財務諸表を作成するため、「財産」と「予算階層」を関連付ける。

#### 4 資産評価の考え方

原則として、取得価格を基礎として計上する。ただし、無償で取得した資産、国・都等から買入代金を減額され、又は免除され取得した資産については、江戸川区公有財産管理規則等の規定に基づき、適正に評価した上で計上する。

#### 5 固定資産の価格

取得の原因	固定資産の価格
購入	購入価格等の取得価格
建築	建築価格等の取得価格
交換	交換当時の適正な価格
収用	補償金額
代物弁済	当該財産により弁済を受けた債権の額
寄附	適正な価格

#### 6 財務諸表に計上する主な資産（平成27年度以降に取得する資産）に関する基準

資産区分	資産計上の対象	計上する範囲	計上年度
1 行政財産及び普通財産			
土地	土地購入費	土地の取得に要した支出額	原則として、取得した時点又は用地取得基金から振替した時点
	移転補償費	原則として、用地取得に伴う移転補償に要した支出額	
	土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費 ただし、公園の築山等は工作物等として扱う。	造成が完了した時点
	付随費用	土地の工事に伴い発生する測量、地質調査等に要した支出額	工事が完了した時点
建物	工事費	建物の構築に要した支出額	工事が完了した時点 （複数年度に渡る建設又は製作途中にある場合は、建設仮勘定で一時的に管理し、工事完了年度に資産として計上する。）
	付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額	
工作物	工事費	原則として取得価格（付随費用を含む）が150万円超の工作物	工事が完了した時点 （複数年度に渡る建設又は製作途中にある場合は、建設仮勘定で一時的に管理し、工事完了年度に資産として計上する。）
	付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額	
立木		原則として取得価格 取得時点の樹木は、高木3m以上、中木1.0m～3m未満	取得した時点

重要物品	本体価格	物品の購入に要した支出額（取得価格が100万円以上） なお、「借入契約物品」は対象外とする。	取得した時点
	付随費用	原則として、購入に係る運搬費、据付費、購入手数料等の支出額	
2 インフラ資産		インフラ資産のうち、江戸川区公有財産管理規則に基づき公有財産台帳を整備するものについては、行政財産及び普通財産に準ずるものとする。	
土地	土地購入費	土地の取得に要した支出額	取得した時点又は用地取得基金から振替した時点
	移転補償費	原則として、用地取得に伴う移転補償に要した支出額	
	土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費	造成が完了した時点
	付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額	工事が完了した時点
土地以外	工事費	道路を構成する舗装、ガードレール等の構築に要した支出額	工事が完了した時点  （工期が複数年度に渡る場合は、建設仮勘定で一時的に管理し、工事完了年度に資産として計上する。）
	付随費用	原則として工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額	
3 リース資産		リース料総額  （リース料総額300万円以下又はリース期間1年以下の取引は除く。）	リース期間の開始時点  （リース物件の所有権が区に移転した際は、公有財産台帳等へ振替える。）
4 ソフトウェア資産		ソフトウェアの制作・購入に要した支出額  （制作・購入に要する総経費が100万円未満のものを除く。）	制作・購入に要した費用を支出した時点。

## 7 減価償却の考え方

資産区分	減価償却対象外資産	耐用年数及び残価	減価償却の方法	計上年度
行政財産及び普通財産	土地、無形固定資産、立木	台帳処理要綱に定める耐用年数による。残価1円。  個別にできない場合は、総合償却的な処理をすることができる。	定額法	取得した翌年度
重要物品	美術工芸品類、図書標本類、動物	「重要物品の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。残価1円。	定額法	取得した翌年度

インフラ資産	土地、無形固定資産、街路樹 また、道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	別表に定める耐用年数による。残価1円。	定額法	取得した翌年度
リース資産	原則としてなし	「リース資産・債務処理要領」に定めるとおり。	定額法	リース期間の開始時点の翌年度
ソフトウェア資産	制作途中のもの	「ソフトウェア資産処理要領」に定めるとおり。	定額法	取得した翌年度

別表

大分類	中分類	小分類	耐用年数 (年)
土 地	-	-	-
道 路 施 設	道 路 舗 装 ( 取 替 法 適 用 )	-	-
	街 路 灯	-	-
	街 路 樹	-	-
	橋 り よ う	金 属 造	45
		金 属 以 外	60
	ボックスカルバート	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	60
	地 下 施 設	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	60
	電 線 共 同 溝	-	50
	そ の 他 の 設 道 路 施 設	金 属 造	45
		コ ン ク リ ー ト 造	40
		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 及 び 石 積 造	60
そ の 他 の も の		50	
河 川 施 設	水 門 ・ 樋 門 等	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	60
	防 災 船 着 場	-	50
機 械 設 備	給 排 水 衛 生 設 備	消 火 設 備	8
		そ の 他 の も の	15
	空 気 調 和 設 備	冷 凍 機 の 出 力 が 22kw 以 下 の も の	13
		そ の 他 の も の	15
	昇 降 機 設 備	エ レ ベ ー タ	17
		エ ス カ レ ー タ	15
	ポ ン プ 設 備	-	10
そ の 他 の 機 械 設 備	-	10	
電 気 設 備	電 力 ・ 受 変 電 設 備	-	15
	発 電 設 備	-	15
	電 源 設 備	-	6
	弱 電 設 備	災 害 報 知 設 備	8
		そ の 他 の も の	15
	監 視 制 御 設 備	-	15
	道 路 情 報 板	-	10
	そ の 他 の 電 気 設 備	-	15